

食安輸発0525第1号
平成23年5月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(台湾産養殖鰻及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年5月24日付け食安輸発0524第9号)にて通知したところです。

今般、輸入時検査において、台湾産養殖活鰻からフラゾリドンを検出したことから、同通知の別表1の台湾の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品		フラルタドン、フェニトロチオン	別表2の4によること。	フラルタドン：昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 フェニトロチオン：平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラルタドンが残留しているおそれ、基準値(0.002ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品		フラルタドン、フラゾリドン、フェニトロチオン	別表2の4によること。	フラルタドン及びフラゾリドン：昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 フェニトロチオン：平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラルタドン及びフラゾリドンが残留しているおそれ、基準値(0.002ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。